

## 選告示第48号

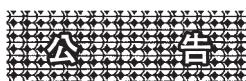
次の者から、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、指定を取り消した旨の届出がありました。

平成23年9月12日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

届出者氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	届出年月日
飯嶋楯雄	大町市議会議員	飯嶋楯雄後援会	大町市社6597	飯嶋楯雄	平成23年3月30日
奥原達幸	松本市議会議員	奥原達幸後援会	松本市波田3036-1	奥原達幸	平成23年3月31日
小澤豊	松本市議会議員	小沢ゆたか後援会	松本市神林1930	小澤豊	平成23年3月28日
小原勇	長野県議会議員	勇-NETおばら勇後援会	上伊那郡宮田村3437-3	小原勇	平成23年6月17日
川上守孝	大町市議会議員	川上守孝後援会	大町市常盤7591-4	川上守孝	平成23年5月2日
木下厚	衆議院議員	厚友会	諏訪郡原村10054-1	木下厚	平成23年4月27日
小林今朝男	長野市議会議員	小林けさお後援会	長野市伊勢宮2-21-38	小林今朝男	平成23年3月31日
善財文夫	須坂市議会議員	あすなろ会	須坂市田の神21-4	善財文夫	平成23年3月17日
高山芳美	松本市議会議員	よしみ同友会	松本市笹賀2284	高山芳美	平成23年5月30日
中村靖	信州新町長	地域未来研究会	長野市信州新町中牧2907	中村靖	平成23年3月28日
藤森康友	安曇野市長	安曇野市民党「安曇野アメンボ俱楽部」	安曇野市豊科4703	藤森康友	平成23年3月31日
古市豊	松本市議会議員	古市豊事務所	松本市波田6371-6	古市豊	平成23年3月29日
丸山善弘	箕輪町議会議員	丸山善弘事務所	上伊那郡箕輪町中箕輪10589-8	丸山善弘	平成23年3月31日
宮坂勝太	諏訪市議会議員	宮坂勝太後援会	諏訪市上川2-1616-5	宮坂勝太	平成23年3月17日
百瀬脩	山形村議会議員	百瀬脩事務所	東筑摩郡山形村6874	百瀬脩	平成23年3月28日
守屋義雄	松本市議会議員	もりやよしお後援会	松本市中央3-2-26	守屋義雄	平成23年3月29日
家才子明一	大桑村長	家才子明一後援会	木曾郡大桑村須原1638-3	家才子明一	平成23年5月26日
家高勝由	大桑村議会議員	家高勝由後援会	木曾郡大桑村長野219	家高勝由	平成23年7月4日
柳澤源太郎	茅野市議会議員	柳澤源太郎後援会	茅野市北山1038-1	柳澤源太郎	平成23年5月30日

選挙管理委員会



## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年9月12日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友岡谷北店  
岡谷市赤羽3-7658-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
合同会社西友  
東京都北区赤羽2-1-1
- 3 変更事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

	変更前	変更後
1	85台	85台
2	30台	5台
3	20台	—
4	45台	45台
合計	180台	135台

位置は届出書に添付された図面のとおり

## (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	6箇所	5箇所
出口	6箇所	5箇所
合計	12箇所	10箇所

位置は届出書に添付された図面のとおり

- 4 変更年月日  
平成24年4月24日
- 5 届出年月日

平成23年8月23日

## 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県諒訪地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成23年9月12日から平成24年1月12日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県諒訪地方事務所商工観光課

経営支援課

## 公告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の届出が次のとおりありました。

平成23年9月12日

長野県知事 阿部 守一

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生年月日	発生群数	発生の場所又は区域
腐 虻 病	蜜蜂	平成23年8月22日	3	飯田市

園芸畜産課

## 公告

砂利採取業務主任者試験を次のとおり行います。

平成23年9月12日

長野県知事 阿部 守一

## 1 試験日時

平成23年11月11日（金）午前10時から正午まで

## 2 試験場所

安曇野市豊科4960-1 長野県安曇野庁舎 講堂

## 3 試験科目

筆記により、次の科目について行います。

## (1) 砂利の採取に関する法令

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

## 4 受験手続

## (1) 提出書類

ア 受験願書

イ 写真（手札形とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面半身像で、裏面に撮影年月日、氏名及び生年月日を記載したもの）

## (2) 受験手数料

受験手数料（8,000円）は、長野県収入証紙により（受験願書に貼って、消印はしないでください。）納付してください。

## (3) 受付期間

平成23年10月11日（火）から10月26日（水）まで（郵送による場合は、平成23年10月26日までの消印のあるものに限り受け付けます。）

## (4) 受付場所

長野県建設部河川課（県庁専用郵便番号 380-8570）

## 5 合格発表

平成23年11月下旬に長野県庁及び県内各建設事務所の掲示板に掲示します。

## 6 その他

(1) 受験願書用紙及び受験案内は、長野県建設部河川課及び県内各建設事務所において交付します。

(2) この試験についての問い合わせは、長野県建設部河川課（電話 026-235-7308）までお願いします。

(3) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験に必要な範囲でのみ利用します。

河川課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年9月12日

長野県企業局上田水道管理事務所長

高橋 幸男

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする物品及び数量

給水車 1台

## (2) 物品の特質

入札説明書及び仕様書によります。

## (3) 履行期間

契約締結の日から平成24年3月9日まで

## (4) 納入場所

上田市大字諒訪形613

長野県企業局上田水道管理事務所

## (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け

22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。
- (5) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

上田市大字諏訪形613  
長野県企業局上田水道管理事務所 業務課  
電話 0268(22)2110

### 4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年9月28日(水) 午前10時

イ 場所 上田市大字諏訪形613

長野県企業局上田水道管理事務所 会議室

- (3) 郵便による入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年9月20日(火)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

- (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (8) 契約書作成の要否

必要とします。

- (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

### 5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

企 業 局